

田辺市周辺衛生施設組合議会特別委員会等傍聴規程

制 定 平成29年3月1日 議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、田辺市周辺衛生施設組合議会特別委員会条例（昭和52年田辺市周辺衛生施設組合条例第2号）第12条及び田辺市周辺衛生施設組合議会会議規則（平成29年田辺市周辺衛生施設組合議会規則第3号）第164条第5項の規定に基づき、特別委員会及び全員協議会（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 委員会等の傍聴については、田辺市周辺衛生施設組合議会傍聴規則（平成29年田辺市周辺衛生施設組合議会規則第3号）の規定の例による。この場合において、同規則第7条第4号ただし書、第8条ただし書及び第10条中「議長」とあるのは、「委員長（全員協議会にあっては、議長）」とする。

(その他)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。